

鐵道車両等生産動態統計調査票記入要領

第3号様式

【索道搬器運行装置生産調査票】

国土交通省 総合政策局

情報政策課 交通経済統計調査室

1 調査の目的

鉄道車両等生産動態統計調査（以下「本調査」という。）は、鉄道車両及び同部品・鉄道信号保安装置及び索道搬器運行装置製造業の生産の動態を明らかにすることを目的とする基幹統計調査です。

本調査の結果は、「鉄道車両等生産動態統計月報・四半期報・年報」としてとりまとめ、鉄道車両工業関連施策の基礎資料としている他、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計（国民経済計算・産業連関表等、政府が作成する重要な統計）作成の基礎資料など幅広く活用されています。

本調査は、統計法に基づく基幹統計調査であり、統計法第13条では、正確な統計を作成するために、調査に回答する義務（報告義務）が定められています。

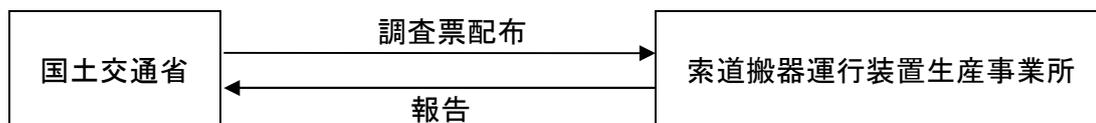
調査票の回答内容は、統計法第41条に基づき厳格に保護されます。

また、調査関係者には厳格な守秘義務が課されているほか、集められた調査票は厳重に管理され、統計を作成した後、溶解処分されます。

2 調査の対象

本調査〔索道搬器運行装置生産〕は、全国の索道搬器運行装置の製造を行う全ての事業所（自己の使用に供するためにのみ索道搬器運行装置の製造のみを行う事業所を除く。）を対象に行っています。

3 調査の流れ



(1) 調査票の提出先

国土交通大臣（国土交通省 総合政策局 情報政策課 交通経済統計調査室）あてに提出してください。

(2) 調査票の提出期限

調査四半期最終月の翌月15日までに提出してください。

(3) 電子申請システムを利用して、インターネットにより電子的に報告を行うことができます。

＜オンライン申請＞<https://shinsei.e-gov.go.jp/>

※調査票様式は、鉄道車両等生産動態統計調査ホームページからダウンロードできます。

＜URL＞<https://www.mlit.go.jp/k-toukei/tetsudousyaryou.html>

4 記入要領

(1) 調査票の種類

「索道搬器運行装置生産調査票（第3号様式）」を使用してください。

(2) この調査における索道搬器運行装置とは、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）及び同法施行規則（昭和62年運輸省令第6号）に規定する索道事業による普通索道、特殊索道の運行機械装置及び同装置の一部を構成する用品であって閉さ式搬器、原動機及び工作類を除く「鉄道車両等品目分類表」（別添1）の04『索道搬器運行装置』の分類に属する品目をいいます。

(3) 鉄道車両等品目分類表（別添1）の索引番号041～044までの各『索道装置』には次の各品目を含みます。

○ 懸垂走行装置

閉さ式以外の搬器、搬器懸垂装置、握索又は抱索装置、走行装置

○ 起動制動装置

滑車類（起動輪、緊張輪、誘導輪、遊動輪）、動力伝達装置、制動機、主減速機、予備減速機、曳索終端誘導装置

○ 運行制御保安装置

制御盤、保安装置、制御回路電気装置、非常制動装置、通信信号装置、客車位置標示装置、風速計、避雷設備、照明装置、応急下降機

○ 緊張装置

曳索緊張装置、支索緊張装置、支索礎礎装置

○ 支柱装置

鉄塔（特殊及び貨物索道用を含む。）、支索受シュー、曳索ガイドローラー

○ 受索装置

四輪受索機、八輪受索機、その他の受索輪及び受索装置

○ その他の組立品

曳索ガイドローラー、支索受シュー、シュー受フレーム、安全装置、緊張装置に要する鉄骨類

(4) 品目分類表の索引番号045『単体部品』は、各索道装置の組立品を構成する部品単体をいい、索道装置の改良、修理、部品取替等で索道装置一式とは別に単独で受注し、生産するときに計上してください。契約時点で受注に、現地での組立据付完了時点で生産に計上してください。

(5) 金額について

① 計上金額は、**消費税を含む**「生産者販売価格」を用いてください。

② 千円単位とし、千円未満は四捨五入してください。

③ 各索道装置の金額計上については、索道の設備一式の契約金額から、調査対象となる各索道装置組立品の運搬費及び現地での据付費、土木工事等建設関係費を差し引いた金額を計上してください。

(6) 基本事項

① 調査四半期・・・(〇〇〇〇年度・第〇四半期分)に該当する調査四半期を記入してください。

- ・ 第1四半期(4月～6月)
- ・ 第2四半期(7月～9月)
- ・ 第3四半期(10月～12月)
- ・ 第4四半期(1月～3月)

② 事業所名・・・略称を用いず、正式名称を記入してください。

③ 所在地・・・事業所の所在地を記入してください。

④ 管理責任者名・・・事業所の管理責任者の氏名を記入してください。

⑤ 索引番号・・・「鉄道車両等品目分類表」(別添1)を参考に、該当する索引番号を右詰で記入してください。なお、番号付けが困難な場合は、当省までお問い合わせいただくか、製品の詳細を備考欄にご記入ください。

⑥受注・・・**受注は、請負契約を結んだ時点にて**数量及び金額を商品別に、調査四半期の該当分について記入してください。

⑦生産・・・**生産は、現地での索道装置一式の組立完成時点**で数量及び金額を商品別に調査四半期の該当分について記入してください。

⑧期末受注残・・・仕掛品も期末受注残として扱ってください。

【計算式】

「調査該当四半期期末受注残」＝

「前期末受注残」＋「調査該当四半期受注」－「調査該当四半期生産」

5 記入上の注意

(1) 調査対象品目（各索道装置及び単体部品）を製造する事業所であっても、**現地での組立完成を行わない事業所は、本調査からは除かれます。**

(2) 事業所の休止、閉鎖、名称変更の場合等について

① 事業所が操業を休止した場合、休止した日が属する四半期の翌四半期までは調査票を提出してください。なお、この場合は、必ず調査票の欄外余白部分に「休止予定期間」を朱書きしてください。

② 事業所を閉鎖された場合は、調査票の欄外余白部分に「○年○月○日閉鎖」と朱書きしてください。なお、この場合、翌四半期から調査票を提出する必要はありません。

③ 会社名若しくは事業所名を変更した場合は、その都度、調査票の欄外余白部分に「旧名称及び名称変更年月日」を朱書きしてください。

(3) 索道搬器運行装置の製造をやめた場合は、停止した日が属する四半期の翌四半期までは調査票を提出し、調査票の備考欄に「○年○月○日転換又は停止」と朱書きしてください。

(4) 調査票には、毎四半期末日で締め切り、その四半期の初めから期末までの期間についての内容を記入してください。

(5) 調査票を提出した後で、記入間違い等のため、訂正が必要となる場合は、直ちに当省

へご連絡をお願いします。

- (6) 調査票の記入が複数枚となる場合は、それぞれの調査票に事業所名、所在地名を記入し、何枚分で何枚目（例えば 1/5 ～ 5/5 等）かを欄外余白部分に記入してください。
- (7) 記入に際してご不明な点がございましたら、当省までお問い合わせください。

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館14階

国土交通省 総合政策局 情報政策課

交通経済統計調査室 企画調整第二係

03-5253-8111（内線28-722）

03-5253-8346（直通）

hqt-tetsudousyaryou-toukei@gxb.mlit.go.jp (e-mail)

鉄道車両等生産動態統計調査ホームページ

<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/tetsudousyaryou.html>